

黒潮町告示 第 7 6 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

黒潮町長 大西 勝也

1. 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の告示について

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.77)	— (19.77)	12.3 (25.0)	— (350.0)

- ※ 実質赤字比率又は連結実質赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」で表示
- ※ () 内は早期健全化基準の数値

2. 令和 7 年度決算に基づく公営企業資金不足比率の告示について

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
黒 潮 町 水 道 事 業 会 計	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
黒潮町集落排水事業会計	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

- ※ 資金不足比率は、資金に不足が生じていない場合は「—」で表示
- ※ 経営健全化基準（早期健全化基準に相当）は、いずれの会計においても 20.0%